

# 2025年度輸出促進支援員成功事例

2026年 3月

---

農林水産省委託事業  
令和6年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業  
(輸出促進支援員による体制強化)

## 目次

1. はじめに	……3
2. 成功事例の全体像	
2-1. 件数と分類	……4
2-2. 特徴	……5
2-3. 主な相談テーマ	……6
3. 成功事例の紹介	
①法令・規制	……7~
②実務・商品	……19~
4. おわりに	……26

## 3. 成功事例の紹介 ①法令・規制

3-1. 健康食品の分類判断と登録時の留意点	……7
3-2. 食用植物油のビタミンA添加規制と留意点	……8
3-3. 食品安全法ガイドライン改正遅延の背景	……9
3-4. ベトナムの粉ミルク広告規制と実務留意点	……10
3-5. CO処理魚の輸入可否と実務上の留意点	……11
3-6. 健康食品規制強化案と今後の留意点	……12
3-7. ラベル表示（旧住所サブラベルの継続使用可否）	……13
3-8. ベトナム食品表示改正の実務対応整理	……14
3-9. 政令46による通関混乱と一時停止措置	……15
3-10. 非接触食品包装材の規制整理と設計対応	……16
3-11. ベトナム向け水産加工施設登録遅延と輸出影響	……17
3-12. ベトナム向け水産加工品の施設登録手順と留意点	……18

## 3. 成功事例の紹介 ②実務・商品

3-13. 果実入り加工食品の対ベトナム輸出手続き整理	……19
3-14. ちくわ輸出時の施設登録要否と留意点	……20
3-15. 活牡蠣のベトナム向け輸出手続き整理	……21
3-16. 乳製品サンプル輸入時の手続き整理	……22
3-17. ベトナムへの苗・種子輸出に関する手続き	……23
3-18. 日本産食鳥肉の対ベトナム輸出動向と課題	……24
3-19. ベトナム向け畜産・水産市場調査（増減要因分析）	……25

# はじめに



本事業は、農林水産省委託事業・令和6年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業（輸出促進支援員による体制強化）として、日本からベトナムへの輸出にあたり、当地ベトナムにおけるさまざまな輸入規制にかかる対応を行うために、2025年6月から、ベトナム輸出支援プラットフォーム（JETROホーチミン事務所内）として2社の支援員と協力し、各種の相談対応を行った。

本資料は、特に日本からの輸出時における輸入規制関連の相談内容において、日本の輸出事業者にとって有益な情報となる回答となるよう、今後、日本から日本産農水産物・食品をベトナムへ輸出あるいは当地で輸入する事業者が類似の問題が発生した際に、参考となる情報を整理・分析し作成したものであり、ベトナムにおける食品関連の法令、輸入制度、食品市場の構造の観点から、課題と成功事例を抽出し、今後のさらなる輸出拡大および日本の食品産業の実務的支援となる情報を提供する。

本資料が、日本からの農林水産物・食品のさらなる輸出拡大や日本の食品産業の海外展開に役立つことを願っている。

2026年3月 ベトナム輸出支援プラットフォーム

## 2-1. 件数と分類



**法令・規制分野**では、**制度の解釈**や**変更対応**に関するテーマが中心となった。

### 代表的な成功事例

健康食品分類、食用油のビタミンA規制、粉ミルク広告規制、食品表示、食品包装材規制、水産加工施設登録、など



**実務・商品分野**では、個別商品の**輸出可否**や**輸入手順**の確認が中心となった。

### 代表的な成功事例

果実入り加工食品、ちくわ、活牡蠣、乳製品サンプル、食鳥肉、市場調査、苗・種子、など

## 2-2. 特徴



### 法令・規制中心



条文確認  
だけでない



制度変更・  
運用の揺れ



解釈・適用条件  
が論点



運用時期の  
不透明さ



法令と現場  
運用のズレ

#### ポイント

法令・規制相談は、**条文確認型**ではなく、**制度変更や行政運用の不透明さに対応**しながら、企業の**実務判断を支える**支援が中心であった。



### 商品別 実務対応



果実  
加工品



ちくわ



活牡蠣



乳製品  
サンプル



食鳥肉



苗・種子

#### ポイント

商品別相談は、商品ごとに異なる規制や手続きを踏まえ、輸出可否判断から準備事項の整理まで支える**実行支援型**の対応が中心であった。

# 2-3. 主な相談テーマ



## テーマ別相談数

食品安全法・関連政令や通達の解釈に関する相談が年度を通じて一番多く見られた。

第二に、動物由来品・水産品の輸出プロセス（手続き）に関する相談である。

第三に、制度変更や市場変化を踏まえた事業判断である。



### 輸出可否

商品分類や成分、用途により、ベトナム向け輸出の可否判断が必要となった。



### 手続き

表示、施設登録、検疫、自己申告など、必要手続きの確認が主な相談となった。



### 制度変更

法令改正や運用変更により、現行制度での対応可否を整理する必要があった。



### 市場性

規制対応だけでなく、需要動向や販売可能性を踏まえた市場判断も求められた。

## 質問内容

## 回答

1. ベトナム向けに輸出予定の特定抽出物を含む錠剤は、現地で**健康食品として分類**されるか。
2. 健康食品か一般食品かの**最終判断**は、誰がどの段階で行うか。
3. 特定抽出物の使用可否は、輸入前のどの**タイミング**で確認すべきか。
4. **HSコードの確認**は、健康食品該当性の判断にどの程度関係するか。

ベトナムにおける健康食品分類の**最終判断権限**は、**ベトナム保健省食品安全局**にある。したがって、日本側事業者や通関支援会社のみで健康食品該当性を確定することはできない。一般食品として申請した場合でも、**当局判断により健康食品として扱われ、再申請が必要となる**可能性がある。また、**HSコードの確認**は税関分類上重要だが、**健康食品か否かの判定**を直接決めるものではない。特定抽出物の使用可否については、輸入時のサンプル検査ではなく、**製品登録段階**で正式に判断されるのが基本。そのため、事前に成分表やCoAを輸入者へ共有し、必要に応じて登録申請の中で当局照会を進めることが重要である。



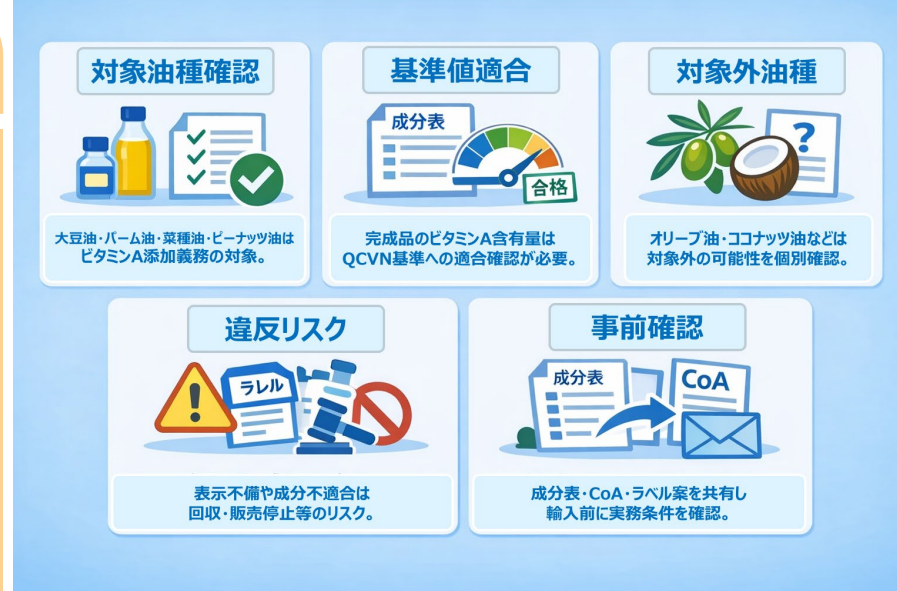
- ### 関連する法案・規制、関連省庁
- Law on Food Safety No. 55/2010/QH12 (食品安全管理の基本法)
  - Decree No. 15/2018/ND-CP (食品安全法の施行細則)
  - Vietnam Food Administrationによる製品登録審査運用 (健康食品分類を実務判断)

## 質問内容

- ベトナム向けに食用油を輸出する際、どの油種に**ビタミンA添加義務**が課されるのか確認したい。
- ビタミンAの含有基準**は、どの規格に基づき、どの数値を満たす必要があるのか確認したい。
- ベトナム市場では、ビタミンAを添加していない**食用植物油の流通**が認められるのか確認したい。
- 規制違反**があった場合のリスクと、輸出時に講じるべき実務対応を確認したい。

## 回答

ベトナムでは、大豆油、パーム油、菜種油、ピーナッツ油などの特定の食用植物油について、国内販売向けを中心に**ビタミンA添加が義務**付けられている。完成品のビタミンA含有量は、**国家技術規格QCVN 9-2:2011/BYT**に基づき、2.75mg/100g以上5.50mg/100g以下とされる。市場では、対象油種でビタミンA無添加の**正規流通品は基本的に想定しにくい**。一方、オリーブオイルやココナッツオイル等の対象外油種では非添加品も見られる。**違反時は**、表示不備や成分不適合により罰金、回収、販売禁止等のリスクがあるため、ラベル、成分分析証明書、ベトナム語表示、通関実務の整合確認が重要である。



**対象油種確認**  
大豆油・パーム油・菜種油・ピーナッツ油はビタミンA添加義務の対象。

**基準値適合**  
完成品のビタミンA含有量はQCVN基準への適合確認が必要。

**対象外油種**  
オリーブ油・ココナッツ油などは対象外の可能性を個別確認。

**違反リスク**  
表示不備や成分不適合は回収・販売停止等のリスク。

**事前確認**  
成分表・CoA・ラベル案を共有し輸入前に実務条件を確認。

- ### 関連する法案・規制、関連省庁
- Decree No. 09/2016/ND-CP (食用植物油へのビタミンA添加義務の根拠)
  - QCVN 9-2:2011/BYT (完成品におけるビタミンA含有量基準)
  - 食品表示・食品安全関連の行政運用 (表示義務違反、成分不適合時の回収・販売禁止等)

# 食品安全法ガイドライン改正遅延の背景

## 質問内容

1. ベトナムで進められている**食品安全法関連ガイドラインの修正**は、なぜ当初予定どおり確定していないのか。
2. 修正作業の遅延には、どのような**事件や行政上の要因**が影響しているのか。
3. 今回の**改正遅延**は、食品の輸入・流通・広告に関わる事業者へどのような影響を与えるのか。
4. 現時点で、事業者は**改正確定まで**どのような姿勢で情報収集・対応を進めるべきか。

## 回答

ベトナムの**食品安全法関連ガイドライン修正**は、当初**2025年10月末**までの草案確定が見込まれていたものの、**年末時点でも延期**されている。**背景**には、食品表示・広告・制度運用上の不備を露呈した「ケラ野菜キャンディー問題」、食品安全局関係者による**不正承認問題**、さらに2025年7月の省庁再編による**行政調整の混乱**が重なったことがある。現時点で**確定時期は不透明**であり、事業者は制度変更を前提に早期判断せず、当局発表と実務運用の動向を継続的に確認する必要がある。



## 関連する法案・規制、関連省庁

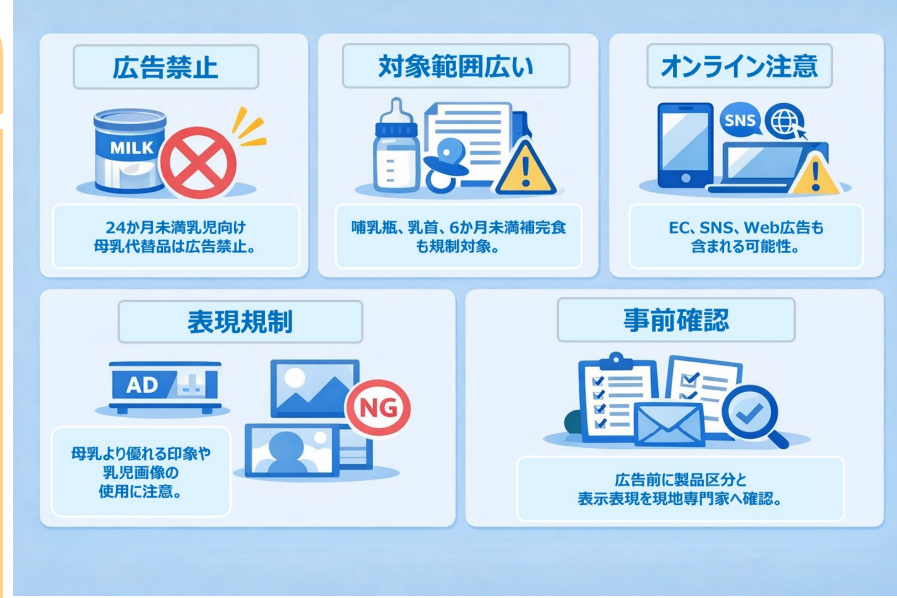
- Law on Food Safety (食品安全法)
- Decree No. 15/2018/NĐ-CP (食品安全法施行ガイドライン／自己宣言制度等の実務規定)
- 食品安全法関連ガイドライン修正草案 (2025年時点で策定中、未確定)

## 質問内容

## 回答

1. ベトナムでは**粉ミルクの広告**はどこまで禁止されているのか。
2. 24か月未満乳児向け製品や哺乳瓶・乳首は広告できるのか。**(広告範囲)**
3. オンライン広告や販促活動も**規制対象**になるのか。
4. WHO国際規範や日本の法令と比べて、ベトナム規制はどの程度厳しいのか。**(他国比較)**

ベトナムでは、**広告法および政令100/2014/ND-CP**により、24か月未満乳児向けの母乳代替乳製品、6か月未満乳児向け補完食、哺乳瓶・乳首の広告が**媒体を問わず禁止**されている。オンライン広告も含めて「**いかなる形態の広告**」も対象と解され、妊婦用ミルク広告では胎児・乳児画像の使用も制限される。一方、6か月以上乳児向け補完食などは、母乳が最良である旨を明示し、母乳より優れている印象を与えないことを条件に広告が認められる。**違反時は政令38/2021/ND-CPに基づき罰金や広告物撤去などの行政処分対象**となる。**WHO国際規範に近い厳格な運用が特徴**で、日本より明確かつ強い広告規制といえる。



- ### 関連する法案・規制、関連省庁
- Law on Advertising No.16/2012/QH13 (広告禁止対象商品を定める基本法)
  - 政令100/2014/ND-CP (乳幼児栄養製品等の広告・販促規制)
  - 政令38/2021/ND-CP (広告違反への罰金・是正措置を規定)

## 質問内容

## 回答

1. **CO処理\***されたブリはベトナムへ輸出可能か。
2. ベトナムではCO処理魚は認められてういるか。
3. CO処理は**食品添加物または加工助剤**として扱われるか。
4. 輸入時に想定される**リスクと対応策**は何か。

ベトナムの公開情報上、食品添加物リストや加工助剤リストに「一酸化炭素（CO）」が明示的に許可されていることは確認できず、CO処理魚は**許可外処理助剤を用いた食品と評価されるリスクが高い**。そのため、輸入食品安全検査で不適合、差止め、返送、廃棄、追加資料要求などが発生する可能性がある。冷凍魚自体の輸入手続は一般の食品安全検査や品目に応じた検疫・表示確認が進むが、**CO処理の適法性は別問題**であり、実務上は安全とは言い難い。輸出を検討する場合は、**当局への事前照会、製造工程証明、分析証明書**の準備を行い、必要に応じて**MAP\***や温度管理など代替技術への切替を検討すべきである。

**CO処理\***  
CO処理魚（一酸化炭素処理魚）とは、マグロやブリなどの赤身魚を、一酸化炭素（CO）雰囲気下で処理し、鮮やかな赤色を長期間維持する加工法。

**MAP\***  
Modified Atmosphere Packaging の略で、食品包装の中の空気を、酸素・二酸化炭素・窒素などのガスに置き換えて、変色抑制、酸化防止、鮮度保持、保存性向上を図る方法。

<p>COの明示許可なし</p>  <p>COは許可添加物ではなく適法性に不確実性がある</p>	<p>輸入時リスク高</p>  <p>輸入検査で差止・返送の可能性</p>	<p>事前確認と代替手法</p>  <p>分析証明とMAP等を事前対策</p>
---	--	--

## 関連する法案・規制、関連省庁

- Food Safety Law (2010) (輸入食品の安全管理の基本法)
- Circular 24/2019/TT-BYT (食品添加物の管理・使用基準)
- Circular 17/2023 (加工助剤リストの改定)
- 輸入食品安全検査制度 (輸入時の書類審査・検査)
- 食品表示要件 (輸入食品の表示適合確認)

## 質問内容

1. ベトナムで進む食品安全法関連ガイドライン改正では、**健康食品**は今後どのように扱われるのか。
2. 健康食品や栄養補助食品の**登録・申告手続き**は厳格化されるのか。
3. 日本で一般食品に分類される製品でも、ベトナムでは**規制対象**となる可能性があるのか。
4. 改正草案の進捗と、今後の**制度変更時期**はどう見込めるのか。

## 回答

ベトナム保健省は、食品安全法関連ガイドラインの改正を進めており、健康食品や栄養補助食品に対する**管理強化**が検討されている。2025年8月時点の第3草案では、「適用基準の宣言」と「食品製品宣言の登録」という新たな管理枠組みが示され、健康保護食品や一部の栄養補助食品では**登録義務化**の方向性が示唆された。科学的根拠の定義も厳格化され、学術論文など客観的根拠が求められる見通しである。日本で一般食品とされる製品でも、ベトナムでは**栄養補助食品等に分類**され、より厳しい規制対象となる可能性があるため、今後の**草案修正動向を継続的に確認**する必要がある。



## 関連する法案・規制、関連省庁

- ベトナム食品安全法関連ガイドライン改正草案 (自己申告・登録制度の見直し)
- Decree No. 15/2018/ND-CP (食品自己申告制度の基礎)

## 質問内容

1. 省市再編前の旧住所が記載された**サブラベル**は、いつまで使用できるか。
2. 「在庫がある限り使用可」や「翌年3月31日まで」などの**情報は正しい**か。
3. 新住所へ切り替える場合、どのような**対応**が必要か。
4. 住所変更対応は事業ライセンス更新と同じ扱いか。

## 回答

調査の結果、食品安全局や各省から、旧住所サブラベルの使用期限を定めた正式な指示文書は、2025年9月時点では**確認されなかった**。そのため、既に印刷済みの旧住所サブラベルは**継続使用が可能**と整理された。一方、新たにラベルを印刷する場合は、食品安全局に住所変更に関する文書を提出したうえで、新住所表記に**切り替える対応が適切**とされた。なお、この対応は事業ライセンス（GPKD）の住所更新とは別の実務として扱う必要がある。また、ローカル輸入サポート企業への追加確認でも同様の見解が得られ、「翌年3月31日まで」などの**期限設定情報は確認されなかった**。



### 関連する法案・規制、関連省庁

- 旧住所サブラベルの使用期限を定めた正式な指示文書は、2025年9月時点では確認されなかった。

## 質問内容

- 2026年1月施行の政令37/2026により、輸入食品の**サブラベル貼付義務**はどのように変わったか。
- 食品原料、一般食品、サンプル品で、サブラベル要否はどう**区分**されるか。
- 2026年1月から始まった栄養成分表示義務の**対象商品と必須表示項目**は何か。
- 旧ラベル在庫品や2026年以降の新規輸入品は、**実務上どのように対応**すべきか。

## 回答

ベトナムでは2026年1月から、政令37/2026/NĐ-CPにより「市場で販売されない商品」について**サブラベル免除**の考え方が明文化された。ただし、完成品として一般消費者向けに販売される食品は、**引き続きサブラベル貼付が必要**である。一方、製造用原料や非売品サンプルは免除対象となる可能性があるが、公布直後で**解釈がなお不明確**なため追加ガイドライン待ちの状況である。また、Circular 29/2023/TT-BYTに基づき、2026年1月1日から包装済み食品には**栄養成分表示が全面義務化**され、エネルギー、たんぱく質、炭水化物、脂質、ナトリウムの**5項目表示が必要**となった。旧ラベル品は施行前に流通していたものに限り賞味期限まで販売可能だが、2026年以降の新規輸入品や再印刷品は**新基準への適合が必須**である。

サブラベル免除は一律緩和ではない



免除対象は市場に出ない商品  
用途に応じて区分

完成品は表示対応が必要



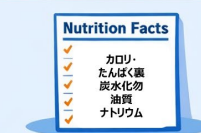
一般消費者向け食品  
サブラベル必須

原料・サンプルは免除余地



免除対象：  
検査用原料・非売品サンプル

栄養成分表示は2026年から



輸入食品も主要5項目の表示義務

## 関連する法案・規制、関連省庁

- Nghị định 37/2026/NĐ-CP (市場非販売品のサブラベル免除明確化)
- Nghị định 43/2017/NĐ-CP (輸入品ラベル表示の基本ルール)
- Thông tư 29/2023/TT-BYT (包装済み食品の栄養成分表示義務)
- Decree No. 15/2018/ND-CP (食品安全法関連ガイドラインの現行枠組み)

# 政令46による通関混乱と一時停止措置

## 質問内容

1. 政令46/2026/ND-CP施行後、ベトナムの輸入食品通関で何が起きたのか。
2. なぜ通関現場で**混乱**や**貨物滞留**が発生したのか。
3. 政府はどのような**一時停止措置**を講じたのか。
4. 停止期間中および再施行後、輸入事業者は**何に注意**すべきか。

## 回答

2026年1月26日公布の政令46号および1月27日付決議66.13号は、食品安全法の新たな運用ルールとして即日施行されたが、**輸入食品の検査方式変更により税関実務が対応しきれず**、通関保留や港湾での貨物滞留が発生した。これを受け、政府は2月4日付決議9号により、**政令46号等の効力を4月15日まで一時停止**し、その間は旧制度である政令15/2018/ND-CPを適用する措置を取った。4月16日以降は新制度再適用の予定だが、検査実務、リスク分類、適用範囲の**詳細はなお不透明**であり、事業者には**継続的な情報収集と運用確認**が求められる。



**新制度は即日施行**  
1月26日  
公布直後に施行され、現場が準備不足のまま新制度対応を迫られた。

**検査方式変更が混乱原因**  
書類審査中心だった加工食品にも実貨検査やサンプル採取が加わり、通関実務が停止。

**政府は一時停止で沈静化を図った**  
4月15日まで  
4月15日まで一時停止  
混乱を受け、政府は2月4日に新制度の効力を4月15日まで一時停止。

**再施行後も不透明感が残る**  
4月16日再施行予定  
リスク分類、適用対象の詳細は未確定で慎重な確認が必要。

## 関連する法案・規制、関連省庁

- 政令46/2026/ND-CP (食品安全法改正の実施細則)
- 決議66.13/2026/NQ-CP (食品の公表・登録制度)
- 決議09/2026/NQ-CP (政令46等の一時停止措置)
- 政令15/2018/ND-CP (停止期間中の旧適用制度)
- 食品安全法 (上位法となる基本法)

## 質問内容

- ベトナム向けに使用する非接触食品包装材について、どのような**法令・規制・基準**を確認すべきか。
- 非接触包装材に**禁止物質リスト**や**登録義務**、**溶出試験義務**はあるのか。
- 日本・米国と比べて、ベトナムの非接触包装材規制はどのような位置づけにあるのか。
- 実務上、どのような原料設計や証憑管理を行えば**リスク**を下げられるのか。

## 回答

ベトナムでは、非接触食品包装材に特化した**明確な禁止物質リスト**や**専用登録制度**は確認されていない。一方で、食品安全法、Decree 15/2018/NĐ-CP、Decree 08/2022/NĐ-CP などの一般規制により、**食品を汚染する可能性のある物質の使用**は**包括的に問題となり得る**。そのため、重金属、高VOC溶剤、低品質再生紙、PFAS加工、芳香族アミン生成染料などは実務上回避すべき対象と整理される。さらに**包装材はEPRの対象**であり、複合材やリサイクル困難な設計は将来的なコスト・規制リスクを高める。対応策としては、バージンパルプ主体、重金属フリーインク、水性または低VOC接着剤、PFAS回避、MSDSや原料証明書の保管が有効である。



**一般規制**  
非接触包装材の専用規制は限定的だが食品安全の一般原則で管理。

**禁止物質注意**  
重金属、高VOC溶剤、PFASなどは実務上回避が重要。

**試験義務限定**  
非接触材は接触材のような溶出試験義務は原則確認されず。

**EPR対応**  
包装材はEPR対象。複合材や難リサイクル設計は要注意。

**証憑管理**  
MSDS、原料証明、インク証明を整え輸出前に安全性を説明できる体制へ。

## 関連する法案・規制、関連省庁

- 食品安全法 (食品安全の基本法)
- Decree 15/2018/NĐ-CP (食品安全法の施行規則)
- Decree 08/2022/NĐ-CP (EPR・環境対応規制)

### 質問内容

1. ベトナム向け日本産水産物の**施設登録が停滞**している背景は何か。
2. 政府再編が登録審査にどのような**影響**を与えているのか。
3. また、現時点で日本産水産物の**輸出要件に変更**はあるのか。
4. さらに、登録遅延が輸出実務やビジネスに与える影響を知りたい。

### 回答

2025年3月のベトナム政府再編により、旧MARDの所掌だった食品安全や水産物施設登録業務の責任分担が移行中となり、**審査・承認の遅延リスクが高まっている**。米国FAS資料でも施設登録やライセンス審査の遅延見込みが示されている。一方で、日本産水産物の**輸出要件自体は従来どおり**で、最終加工施設のベトナム政府登録と日本政府による衛生証明書の発行が必要である。ただし、「2025年以降に承認ゼロ」との断定的情報は公的資料では確認されておらず、事実確認には日越双方の台帳照合が必要とされる。**登録遅延**は、出荷開始の遅れ、在庫や資金繰りの圧迫、納期遅延、契約リスク、市場シェア喪失につながる可能性がある。



### 関連する法案・規制、関連省庁

- ベトナム政府再編に伴う所管移行（旧MARDからMAEへの移行）（施設登録審査体制が移行中）
- ベトナム向け水産物輸出制度（加工施設登録と衛生証明書が必要）

## 質問内容

1. ベトナム向けに水産加工品を輸出する際、加工施設登録はどのような**手順**で進めるのか。
2. 申請時に必要な**Appendix3**には、どのような内容を記載すべきか。
3. 練り製品のように**複数魚種**を使用する場合、Appendix3はどのように整理すべきか。
4. 登録完了までの標準的な**期間**と、**実務上の注意点**は何か。

## 回答

ベトナム向けに水産加工品を輸出するには、輸出前に**日本側加工施設の認定・登録**が必要であり、施設所在地の都道府県へ申請した後、水産庁等を経由してベトナム政府へ申請される。申請時には施設認定申請書、Appendix3、営業許可証写し、工程フローチャート、施設平面図などを提出する。**Appendix3では原料の漁獲場所や供給経路などのトレーサビリティを示す必要**がある。練り製品のような複数魚種使用品では、主要魚種の明記や供給者単位での整理など実務上の**簡略化が認められる場合**もあるが、都道府県との**事前確認が重要**である。認定後は衛生証明書を取得して輸出開始となる。審査期間は**標準4～6か月**で、長期化もあり得るため**早期着手**が必要である。

<p><b>事前登録必須</b></p>  <p>水産加工品の輸出には加工施設の事前登録が必要。</p>	<p><b>申請書類準備</b></p>  <p>申請書、Appendix3、平面図、工程義などを整備。</p>	<p><b>Appendix3整理</b></p>  <p>原料魚種、供給者、漁獲場所など追跡情報を整理。</p>
<p><b>事前確認重要</b></p>  <p>都道府県と記載方法を事前確認し差戻しを防ぐ。</p>	<p><b>早期着手</b></p>  <p>審査は数か月かかるため輸出前に早めの準備が重要。</p>	

## 関連する法案・規制、関連省庁

- ベトナム向け水産品輸出に係る加工施設登録制度（輸出前に加工施設登録が必要）
- Appendix3提出要件（原料の追跡情報を提出）
- 衛生証明書発給手続（輸出時に衛生証明書が必要）

## 質問内容

- ベトナム向けに果実入りの加工食品、具体的にはジュースやゼリーを輸出する際、**植物検疫や残留農薬検査が必要か？**
- またどのような**手続き**が必要かについて確認したい。
- 果肉を含む製品や特恵関税を利用する場合に、原料や製品の**原産地証明**が必要になるかも知りたい。

## 回答


果実入りジュースやゼリーなどの加工果実製品は、ベトナムへの輸出が可能である。加熱殺菌済みジュースのように加工度が高い製品は、通常、**植物検疫の対象外**として扱われ、**食品安全法に基づく自己申告や表示対応が中心**となる。一方、果肉を含むゼリーなどは、場合によって原料果実の原産国確認を求められる可能性がある。また、AJCEPやRCEPなどの特恵税率を利用する場合には、所定の**原産地証明書の提出が必要**となる。輸出時にはHSコード確認、管轄省庁の確認、食品安全自己申告、ベトナム語ラベル表示、通関時の書類審査・抜取検査などを適切に進める必要がある。

**輸出可能**



果実入りジュースやゼリーなどの加工食品は、ベトナム向け輸出が可能。

**植物検疫**



加熱殺菌済みジュースは植物検疫対象外。果肉入り製品は原料原産国の確認を求められる可能性。

**特恵関税**



AJCEP・RCEPの特恵税率を利用する場合、原産地証明書の提出が必要。

**輸出手順のポイント**



HSコード確認 → 自己申告 → ラベル表示 → 通関時の書類審査・抜取検査を適切に実施。

**関連法令**

- Decree No. 15/2018/ND-CP (食品安全法施行細則)
- Circular No. 25/2016/TT-BNNPTNT (植物検疫関連)
- AJCEP・RCEP 協定 (特恵関税の適用条件)

食品安全法・植物検疫・特恵貿易協定に基づき輸出を実施。

## 関連する法案・規制、関連省庁

- Decree No. 15/2018/ND-CP (食品安全法施行細則)
- Circular No. 25/2016/TT-BNNPTNT (植物検疫関連)
- MARD List of HS Codes Subject to Plant Quarantine (2015)
- ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership (AJCEP) 協定
- Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP) 協定

# 3-14. 成功事例の紹介 ②実務・商品 ちくわ輸出時の施設登録要否と留意点

## 質問内容

1. ベトナム向けにちくわを輸出する場合、どのような**輸出プロセス**が必要か。
2. ちくわのような水産練り製品は、ベトナム向け輸出時に**工場の施設登録**が必要か。
3. JETRO資料上の簡素化対象品目に該当する場合でも、動物性原料を含む製品は別途規制対象になるか。
4. 輸出可否を判断する際、どの時点で**施設登録の要否を確認**すべきか。

## 回答

ちくわをベトナム向けに輸出する場合、一般的な加工食品としての輸入手続きだけでなく、水産練り製品としての取扱いを前提に確認する必要がある。かまぼこ等の練り物に該当する加工水産物については、**最終加工工場の施設登録が必要**と整理されている。また、JETROの輸入プロセス上で簡素化対象品目に見える場合であっても、**動物性原料を含む商品は別途、施設登録対象となり得る**ため、簡易に一般加工食品と同一視すべきではない。したがって、**輸出前の初期段階**で、製品分類、原料構成、最終加工工場の登録状況を確認し、必要に応じて輸入者・関係当局・支援機関と事前調整を行うことが重要である。

### 輸出可否



ちくわはベトナム向け輸出の検討対象となるが、一般加工食品としてではなく、水産練り製品として確認が必要。

### 施設登録



かまぼこ等の練り製品に該当する場合、最終加工工場の施設登録要否を事前に確認することが重要。

### 制度確認



簡素化対象品目に見えても、動物性原料を含む場合は別途規制対象となる可能性がある。

### 輸出手順のポイント



製品分類確認→原料構成確認→施設登録確認→輸入者・出局との事前調整。

### 関連法令



・食品安全法 No.55/2010/QH12 (食品安全の基本法)  
・政令15/2018/ND-CP (食品安全法の実施細則)  
・ベトナム向け水産食品取扱要綱 (施設登録手順の要点)

食品安全制度と水産輸出施設登録の確認が 実務上の重要点。

## 関連する法案・規制、関連省庁

- ・ 食品安全法 No.55/2010/QH12 (食品安全の基本原則を規定)
- ・ 政令15/2018/ND-CP (食品安全法の実施細則)
- ・ ベトナム向け輸出水産食品取扱要綱 (輸出水産品の施設登録手順)
- ・ ベトナム向け水産食品輸出施設登録制度 (対越輸出施設の事前登録が必要)

# 3-15. 成功事例の紹介 ②実務・商品 活牡蠣のベトナム向け輸出手続整理

## 質問内容

1. 日本からベトナムへ活牡蠣を輸出する場合、どのような**規制や必要手続き**があるか。
2. 活牡蠣の輸出にあたり、日本側では**施設登録や衛生証明書**の取得が必要か。
3. ベトナム側の輸入者は、輸入前後にどのような**検疫・申請対応**を行う必要があるか。
4. 活牡蠣と冷凍・加工牡蠣では、必要となる手続きや施設登録要件に違いがあるか。

## 回答

日本からベトナムへ活牡蠣を輸出すること自体は可能であり、**活水産動物として取り扱われる**場合、**加工施設の登録は不要**。一方で、日本側の公的機関が発行する衛生証明書の添付が必要となります。また、輸出前には紫外線殺菌海水等による**浄化処理が推奨**される。ベトナム側では、輸入者が動物衛生局（DAH）へ輸入検疫登録を行い、到着後に検査を受け、問題がなければ通関可能。なお、冷凍牡蠣や加工牡蠣として輸出する場合は、活牡蠣と異なり、**輸出加工施設の登録が必要**となるため、**商品形態**によって要件が大きく異なる点に留意が必要。

 <p>活牡蠣は 施設登録不要</p> <p>活水産動物のため 加工施設の登録は不要</p>	 <p>衛生証明書は必須</p> <p>日本の公的機関が発行する 衛生証明書の添付が必要</p>	 <p>輸入者は事前検疫登録</p> <p>ベトナムのDAHへ 輸入検疫登録が必要</p>
 <p>浄化処理の実施</p> <p>紫外線殺菌海水等で 浄化処理が推奨</p>	 <p>活牡蠣と加工牡蠣で制度が異なる</p> <p>紫外線殺菌海水等で浄化処理が推奨 冷凍・加工牡蠣は施設登録が必要</p>	

## 関連する法案・規制、関連省庁

- Decree No. 79/2015/QH13  
(動物・動物製品の検疫を規定)
- Decree No. 18/2017/QH14  
(水産業全般の基本法)
- Decree No. 26/2019/ND-CP  
(水産法施行細則)
- Circular No. 26/2016/TT-BNNPTNT  
(水生動物・水産物の検疫手続)

# 3-16. 成功事例の紹介 ②実務・商品 乳製品サンプル輸入時の手続き整理

## 質問内容

1. 商談会用の乳製品**サンプル**をベトナムへ輸入する際、**自己開示手続き**は必要か。
2. 粉ミルク、チーズ、バター等の乳製品サンプル輸入時に、**動物検疫手続き**は必要か。
3. **無料試食・試飲**として多数来場者に提供する場合でも、自己開示手続きは必要か。
4. 自己開示が不要な場合でも、食品衛生・安全検査や**通関上の追加対応**は必要か。

## 回答

商談会での無料試食・展示目的で輸入する乳製品**サンプル**については、ベトナムでは原則として**自己開示手続きおよび製品開示登録は不要**と整理される。また、展示・試食目的の輸入品は、一定条件の下で国家食品安全検査も**免除対象**となる。一方で、乳製品は動物由来製品に該当するため、**動物検疫は原則必要**である。ただし、**サンプルが50kg未満の場合**は、輸出国の検疫証明書や現地サンプル検査が**免除される余地がある**が、ベトナム側での事前検疫登録は必要である。さらに、会場で**無料提供する場合**でも、主催者には食品衛生上の安全確保責任があり、**ハンドキャリーであっても正式な通関手続きが必要**である。



## 関連する法案・規制、関連省庁

- Decree No. 15/2018/ND-CP (食品安全法の実施細則)
- Circular No. 25/2016/TT-BNNPTNT (陸生動物・動物製品の検疫規定)
- Circular No. 35/2018/TT-BNNPTNT (通達25/2016の一部改正)
- Circular No. 04/2024/TT-BNNPTNT (動物・動物製品検疫通達の改正)

## 質問内容

1. ベトナムで栽培するために、日本から苗・種子を輸出する際の**基本手続き**は何か。
2. 日本側で植物検疫証明書を取得する際、**どのような書類を準備**すべきか。
3. **ベトナム側で輸入許可証**を取得するために、輸入者は何を準備する必要があるか。
4. 各手続きには通常どの程度の**期間**を見込むべきか。

## 回答

ベトナム向けに苗・種子などの繁殖用植物材料を輸出する場合、まず**ベトナム側で対象品目の輸入可否と条件を確認**し、輸入者が所管当局へ**植物検疫輸入許可証を申請**する必要がある。その後、**日本側で植物防疫所の輸出検査を受け、植物検疫証明書を取得して出荷**する流れとなる。ベトナム到着後は、**植物検疫官による書類確認や必要に応じたサンプル検査**を経て、問題がなければ通関が認められる。実務上は、ベトナム側許可証の取得に**約7～10営業日**、日本側証明書取得に**約1～3日**、到着後検疫に**通常1日程度**を見込む整理が有効である。

### 輸入可否確認



植物検疫対象品目リストと輸入条件を確認

### 輸入許可証申請



輸入者が事前にImport Permitを申請

### 植物検疫証明書取得



日本で検査を受け証明書を取得

### 情報と期間の管理



品目情報を整理し日程に余裕を

## 関連する法案・規制、関連省庁

- Circular No. 14/2024/TT-BNNPTNT  
(植物検疫対象品目とPRA対象を規定)
- Law on Plant Protection and Quarantine  
(植物防疫・植物検疫の基本法)

## 質問内容

## 回答

1. 日本からベトナム向けに食鳥肉を輸出する場合、**近年の輸出実績**はどのように推移しているか。
2. ベトナムで食鳥肉の輸入が伸びにくい背景として、国内生産や**自給政策\***はどのように影響しているか。
3. 冷凍鶏肉、内臓、加熱加工品、冷蔵鶏肉では、**必要手続きや規制**にどのような違いがあるか。
4. 日本産食鳥肉の輸出拡大に向けて、**実務上の障壁と今後の対応策**は何か。

**自給政策\***  
ベトナム国内で鳥肉の生産力を高め、安定供給できる体制をつくりながら、将来的には加工・輸出まで伸ばす政策。

日本からベトナム向けの食鳥肉輸出は、2017年から2019年にかけて拡大したものの、**2020年以降は急減**している。背景には、COVID-19の影響に加え、ベトナム政府が鶏肉の**国内生産力強化と自給率維持を国策として進めている**ことがある。冷凍鶏肉や内臓の輸出には、**日本側の輸出検疫証明書、ベトナム側DAHへの事前申請、施設登録等が必要**であり、**手続負担が大きい**。一方、**加熱加工品は施設登録不要で比較的参入しやすい**。加えて、物流コスト、温度管理、価格競争力、表示対応、販路構築の難しさも障壁となる。今後は、**加熱加工品や高付加価値品へのシフト、現地企業との連携、支援制度の活用**が有効である。



- 輸出減少**: 2019年をピークに日本産食鳥肉の輸出は急減。
- 自給政策**: ベトナムは鶏肉の国内生産強化を重視。
- 冷凍肉規制**: 冷凍鶏肉・内臓は施設登録と検疫が必要。
- 加工品優位**: 加熱加工品は比較的参入しやすい。
- 販路課題**: 価格・物流・温度管理・販路が輸出拡大の主要課題。

- ### 関連する法案・規制、関連省庁
- Decision No. 1520/QD-TTg (鶏肉自給率90%超維持を目標化)
  - Decree No. 15/2018/ND-CP (食品安全法の施行細則)
  - Decree No. 55/2010/QH12 (輸入食品の安全管理の基本法)
  - 動物検疫所の輸出検疫証明制度 (日本側で衛生証明書等を発行)
  - 首相決定 1520/QD-TTg (ベトナムの鳥肉自給政策を示した文章)
- <https://datafiles.chinhphu.vn/cpp/files/vbpa/2020/10/1520.signed.pdf>

## 質問内容

1. ベトナム向け輸出で、増加している**畜産・水産関連品目**は何か。
2. 増加品目は、**なぜベトナム市場で伸びている**のか。
3. 減少している品目は何で、主な減少要因は何か。
4. 今後、**どの品目に商機と注意点**があるのか。

## 回答

ベトナム向け輸出全体は**増加基調**にあり、特に水産物、ホタテ、まぐろ、いわし、牛肉、アルコール飲料、緑茶などが伸長している。背景には、**日本食レストランの拡大、日系・日本食ディストリビューター網の強化、富裕層向け外食需要の拡大、健康志向の高まり**がある。一方、牛乳・乳製品、乳幼児用調製品、観賞用こい、植木等、即席麺などは減少しており、**競合国品の流入、広告規制、価格競争、現地生産の拡大、検疫等の手続負担が影響**している。今後は、高付加価値の水産品・畜産品や外食向け商材に商機がある一方、**規制対応と市場ポジショニングの見極めが重要**である。



## 関連する法案・規制、関連省庁

- Decree No. 55/2010/QH12 (輸入食品全般の安全管理の基本法)
- Decree No. 15/2018/ND-CP (食品安全法の施行細則、自己公表等を規定)
- Decree No. 27/2008/QH12 (酒類等への特別消費税を規定)
- Circular No. 14/2024/TT-BNNPTNT (植物検疫対象品目および輸入前リスク分析対象品目を規定) ※植木・種苗等の輸出入実務に関連。

# おわりに

2025年度は、ベトナムにおける食品にかかる制度変更や行政運用上の混乱、市場構造の変化が同時に発生し、日本からの輸出環境の不確実性が高まった年であった。このような状況の中で、農林水産省の委託事業として、輸入規制にかかる事業者からの各種相談・個別案件に対応した。これらの情報は、単なる関連法令の提供にとどまらず、各事業者/企業が、実務面で具体的な判断・実践できるよう支援を行った。

具体的には、ベトナムにおける法整備の改正と発効後の混乱、法令の一次停止中という目まぐるしい変化において、改正案の情報収集とベトナム国内の状況を整理し「今使える制度」を明確化するとともに、健康食品や機能性食品等の表示にかかる不明確な領域については、最新情報を共有することで、事業者や企業の誤判断を防いだ。また、通関実務や当地での運用を踏まえた実務的な助言を行い、実際に通関可能な手続きを提示し、輸出時のリスクの低減に貢献した。

さらに、輸出のアイテムを用途や流通形態ごとに、規制内容を整理することで制度適用を分かりやすくし、加えて制度改正や自給政策といった将来的なリスクやベトナムにおける市場動向も提示することで、企業の中長期的な戦略判断にも資する情報を提供寄与した。

2026年3月 輸出促進支援員 一同